法人間売買取引の「I Tを活用した重要事項説明に係る社会実験」 参加事業者の追加募集について

国土交通省では、宅建業法(昭和27年法律第176号)第35条に基づき対面で行うこととされている重要事項説明について、テレビ会議等のITを活用し、対面に準じた形で行う重要事項説明について、これまで303の事業者により平成27年8月から約1年5月の間、社会実験を実施してきました。

今回、当該社会実験の不動産取引の中でも、「法人間売買取引」については、実施件数が数件にとどまり十分な結果が得られなかったため、継続実施することとなりました。このため、「法人間売買取引」を実施して 頂く事業者のみ追加募集を行うこととしました。のでお知らせします。申請概要につきましては以下のとおりです。 なお、申請にあたっては、平成29年5月に公表する「ITを活用した重要事項説明に係る社会実験のためのガイドライン」の記載内容で行うこととなります。

【申請期間】

平成29年5月31日(水)~6月28日(水)18:00

【申請方法】

国土交通省ホームページに設置された、I T重説システムへ必要事項の入力、PDFデータを添付いただく必要があります。ご入力いただいた内容については、国土交通省において必要な審査を実施し、登録事業者の決定をいたします。

URL: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei const tk3 000112.html ※申込みに必要となる I T重説システムマニュアルや必要なフォーマットは上記URLに掲載されています。

【申請結果の通知】

国土交通省において必要な審査を実施した後、平成29年7月中旬を目途に、IT重説システムへご登録頂いたメールアドレス宛てに申請結果を通知させていただきます。

<登録事業者の主な責務>

《重要事項説明前》

- 同意書の取得(説明の相手方、売主)
- 説明の相手方が利用するⅠ T環境の確認
- 重要事項説明書の事前送付

《重要事項説明中》

- 録画・録音の実施
- 宅地建物取引士証の提示
- 説明の相手方の本人確認
- I T重説の実施

《重要事項説明後》

- 情報管理
- 実施報告(定期、随時)

IT 重要事項説明

- アンケートの回収
- 国土交通省への資料提出 等の対応

※ 責務に関してはガイドラインを確認すること。

【IT重説に関する問い合わせ先】

国土交通省土地·建設産業局不動産業課 佐藤、二宮、中原 電話 03-5253-8111 (内線: 25131、25125)



国土交通省土地•建設産業局不動産業課